

事務連絡  
令和6年3月7日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

こども家庭庁長官房総務課  
こども家庭庁成育局総務課  
こども家庭庁支援局総務課

#### 令和6年度「春のこどもまんなか月間」における取組の推進について（協力依頼）

平素より貴会におかれましては、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革の取組にご尽力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、「こども・子育て政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある」とし、また同日閣議決定された「こども大綱」でも指摘しているとおり、こども・子育てにやさしい社会づくりのためには、こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運を醸成する必要があります。

また、同日に「はじめの100か月の育ちビジョン」が閣議決定されました。この中で、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、社会全体の全ての人がそれぞれの立場で乳幼児の育ちを支え、応援する行動を起こすことが求められています。

その取組の一つとして、昨年5月より「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同いただいた企業・個人・地方自治体などに「こどもまんなか応援サポーター」となっていただき、「今日からできること」を実践し、取り組んだ内容を自らSNSなどでハッシュタグ「#こどもまんなかやってみた」をつけて発表いただく「こどもまんなか応援プロジェクト」を開始し、同年7月には「こどもまんなかアクション」キックオフイベントを開催し、政府全体でも取組を進めてきたところです。

こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運をさらに醸成すべく、令和5年11月の「秋のこどもまんなか月間」に続き、本年5月を「春のこどもまんなか月間」とし、「こどもまんなか応援サポーター」の取組をはじめ、企業・個人・地方自治体等の取組との輪を広げていきたいと考えております。

については、貴会における取組を「春のこどもまんなか月間」やその前後に向けて進めるなどの検討をお願い申し上げます。また、貴会における関係施設・団体等への取組の周知・促進についてもご協力をお願い申し上げます。

なお、こどもまんなか月間は、令和6年度においては春（5月）と秋（11月）の年2回の実施を予定しており、こども家庭庁で実施している各種キャンペーン、表彰等の取組については、それぞれ当該月間中の取組の一つとして位置づけ実施することとしています。具体例については別紙1をご参照ください。

また、「春のこどもまんなか月間」の周知のため、別紙2のとおり広報用ロゴ等を作成しましたので、積極的にご活用ください。

(担当)

こども家庭庁成育局総務課

(別紙1)

○春のこどもまんなか月間（5月）

| 既存の取組              | こどもまんなか月間における実施方法  | 担当課                                      |
|--------------------|--|--|
| 児童福祉週間<br>こいのぼり掲揚式 | 名称を「こどもまんなか 児童福祉週間」へ変更の上、取組自体は従来と同様に実施<br>春のこどもまんなか月間及び「こどもまんなか 児童福祉週間」に先駆けて実施 | 成育局参事官<br>(事業調整担当)<br>成育局参事官<br>(事業調整担当) |
| 児童福祉文化賞表彰式         | 春のこどもまんなか月間の取組として引き続き実施  | 成育局参事官<br>(事業調整担当)                       |

○秋のこどもまんなか月間（11月）

| 既存の取組                           | こどもまんなか月間における実施方法   | 担当課        |
|---------------------------------|---|------------|
| 健やか親子21全国大会                     | 秋のこどもまんなか月間の取組の一つとして引き続き実施<br>※令和6年度は、11月21日（木）～22日（金）鹿児島県鹿児島市にて開催予定。 | 成育局母子保健課   |
| 児童虐待防止推進月間                      | 秋のこどもまんなか月間の中で、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」として従来の取組を実施                    | 支援局虐待防止対策課 |
| 子どもと家族・若者応援団表彰、未来をつくる若者オブ・ザ・イヤー | それぞれの表彰を統合し、「未来をつくるこどもまんなかアワード」として実施<br>※令和5年9月13日付事務連絡から実施時期変更       | 支援局虐待防止対策課 |
| 家族の日・家族の週間                      | 秋のこどもまんなか月間の取組の一つとして引き続き実施  | 長官官房少子化対策室 |

(別紙2) 広報用キービジュアル、ロゴ

○ キービジュアル



○ ロゴ



※ データの提供も可能ですので、データをご活用の際は以下までお問い合わせください。

(問い合わせ先)  
こども家庭庁長官官房総務課